

- ◆わが国経済は、全体としては回復軌道に乗ってきたものの、依然として景気低迷を訴える地域や中小企業からの声も多い。
- ◆現在、少子高齢化の進展やグローバル経済の中で台頭するアジア諸国等との競争激化など、喫緊の課題に直面している。
- ◆活力に溢れた社会の構築のためには、「持続的かつ安定した経済成長」の実現が重要。官民あげて取り組む必要がある。

果敢にチャレンジする中小企業への支援の強化

全企業数の99%、雇用者数の7割を占める中小企業の技術革新や生産性向上への努力に対する支援が不可欠。

自らの創造力の発揮による地域経済の活性化

地域経済の発展を阻害する要因の除去と、各地域の自立に向けた前向きな行動を後押しする政策(税制措置含む)が必要。

税収の自然増と徹底した歳出削減による増税なき財政再建の推進

基礎的財政収支の黒字化には、増税に頼ることなく、経済成長の達成による税収の自然増と徹底的な歳出削減で対応すべき。

活力に溢れ、
安全・安心で
豊かな社会の構築

持続的かつ安定し
た経済成長

1. 中小企業等の競争力・成長力の強化

(1) 包括的な事業承継税制の確立

○事業継続を前提に事業用資産の承継を非課税とすべきであり、まずは後継者が非上場の自社株式を保有している間は相続税の課税を猶予するなど事業を承継する者の相続税負担の減免。種類株式の評価方法の明確化、相続時精算課税制度の拡充、取引相場のない株式の評価方法の見直し

(2) 中小企業の自己資本充実等の経営基盤強化税制の是正・拡充

○中小同族会社に対する留保金課税の廃止
○地域資源活用企業化プログラムにおける税制措置
○中小企業等基盤強化税制の延長
○ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の維持・拡充
○中小企業のリース取引の会計処理・税制上の取扱いの維持

(3) 産業競争力・成長力の強化のための法人課税の見直し

○減価償却制度の抜本的見直し、欠損金制度の改善
○知的財産権の取得費用の税額控除制度の創設
○法人事業税の外形標準課税の撤廃

(4) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

○適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換等
○確定拠出年金制度における拠出限度額の引上げ等

(5) 環境問題への対応と税制措置

○環境税の導入反対および温暖化対策支援措置の充実
○森林環境・水源税の導入反対

2. 地域経済の活性化

(6) 土地税制等の見直し

○土地・建物に係る固定資産税の負担軽減、償却資産課税の撤廃
○登録免許税の引下げ、不動産取得税の廃止、特定の事業用資産の買換え特例の延長等

(7) 住宅税制の拡充

○居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度等の延長
○住宅ローン利子控除制度の創設
○新耐震基準以前の住宅の建替え、住宅のバリアフリー改修、省エネルギー住宅の建設等の促進に係る減税措置

(8) 事業所税の廃止

○二重課税および自治体間の課税の公平性、市町村合併促進の観点から事業所税の廃止

(9) 幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方

○高規格幹線道路網は可及的速やかに整備すべき
○道路特定財源は創設趣旨から一般財源化すべきでない

(10) 国と地方のあり方と税制

○国庫補助負担金改革と税源移譲(国と地方の税率比率が逆転するよう)ならびに地方交付税改革等

3. 経済社会の変化への対応

(11) 政策金融改革の新体制移行に係る税制措置

○政策金融改革の移行時、移行後のランニング段階において発生可能性がある法人税等について、利用者である中小企業者等への負担増とならないようにすべき

(12) 少子化対策・子育て支援のための税制の充実

○児童税額控除の創設等
○企業が設立する事業所内託児施設への税制支援

(13) 非上場株式を含めた金融所得課税一元化の推進

○金融所得課税の一元化を推進すべき。その際、損益通算の対象に非上場株式を含めるべき

(14) 寄附金税制の充実

○寄附金控除限度額の大幅な引上げ等

(15) 個人所得課税

○歳出削減の成果が明らかになっていない段階で、国民負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

(16) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

○行政機関への電子申告・申請の推進等

(17) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

○公益性の高い法人への課税強化はすべきではない

平成19年度税制改正に関する要望

平成18年9月20日
日本商工会議所

わが国経済は、全体としてはしっかりとした回復軌道に乗ってきたものの、依然として景気低迷を訴える地域や中小企業からの声も多い。また、原油価格の高騰や米国等海外経済の動向、ゼロ金利解除に伴う金利動向などの不安要因も存在している。さらには、社会保険料の引き上げや定率減税の廃止など制度改定に伴う国民の負担増により、回復しつつある個人消費に悪影響が及ぶことも懸念される。

わが国は現在、少子高齢化の進展やグローバル経済の中で台頭するアジア諸国等との競争激化など、幾多の喫緊の課題に直面している中、活力に溢れ、安全・安心で豊かな社会を構築するためには、その基礎として、「持続的かつ安定した経済成長」が重要であり、その実現のために官民をあげて取り組んでいかなければならない。

わが国経済の発展のためには、各地域が主体となって自らの創造力を発揮して地域経済を活性化するとともに、地域経済の活力の源泉であり全企業数の99%を占め雇用の7割を支える中小企業が今後ともわが国の成長力の源泉として大きな役割を果たすことが求められている。その実現のためには、中小企業の自助努力による技術革新や生産性向上を前提としつつ、果敢にチャレンジする中小企業を強力に支援する環境整備を図ることが必要である。とりわけ税制は、企業行動に直接の影響を与えることから、企業活力を増進しわが国の国際競争力の強化に資する見直しを図ることが必要である。

一方、経済状況や成長力の回復に遅れが見られる地域の経済を活性化させることも重要である。地域経済の発展を阻害する要因の除去に加え、各地域の自立に向けた前向きな行動を後押しする政策が必要であり、税制面での支援策も重要な鍵を握る。

なお、財政再建に関し、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、歳出・歳入一体改革への取組みを明示し、2011年度までに国・地方の基礎的財政収支の黒字化を達成するためある程度踏み込んだ歳出削減目標を示しているが、歳出削減での不足分は歳入改革で対応するとしている。財政の健全化は不可欠であるが、国民や企業の負担増は、経済・社会に多大な影響を与えるので慎重に対応する必要がある。まずは経済成長の達成による税収の自然増を図ると同時に、徹底した歳出削減を行うことが重要である。

「経済成長なくして財政再建なし」という考えに立ち、成長力の強化を経済政策の基本に位置づけ、経済成長を促進するための税制措置を講じるべきであり、安易な増税等により、わが国の安定的な成長・発展を損ねてはならない。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所では、平成19年度税制改正にあたり、以下の事項の実現を強く要望するものである。

目 次

重点要望項目

1. 中小企業等の競争力・成長力の強化

- (1) **包括的な事業承継税制の確立** 4
- (2) **中小企業の自己資本充実等の経営基盤強化税制の是正・拡充** 4
 - 中小同族会社に対する留保金課税の廃止
 - 地域資源活用企業化プログラムにおける税制措置
 - 中小企業等基盤強化税制の延長
 - ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の維持・拡充
 - 中小企業におけるリース取引の会計処理・税制上の取扱いの維持
- (3) **産業競争力・成長力強化のための法人課税の見直し** 5
 - 生産手段の新陳代謝の加速化のための減価償却制度の抜本的見直し
 - 欠損金制度の改善
 - 知的財産権の取得に係る税制措置
 - 法人事業税の外形標準課税の撤廃
- (4) **中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築** 6
 - 適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換等
 - 確定拠出年金の抜本的な見直し等中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備
- (5) **環境問題への対応と税制措置** 7
 - 環境税の導入反対および温暖化対策支援措置の充実
 - 森林環境・水源税の導入反対

2. 地域経済の活性化

- (1) **土地税制等の見直し** 8
 - 固定資産税の負担軽減等
 - 不動産の流動化促進に資する税制措置の実現
- (2) **住宅税制の拡充** 8
- (3) **事業所税の廃止** 9
- (4) **幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方** 9
- (5) **国と地方のあり方と税制** 9
 - 国庫補助負担金改革と税源移譲ならびに地方交付税改革について
 - 地方の課税自主権について

3. 経済社会の変化への対応

- (1) **政策金融改革の新体制移行に係る税制措置** 10
- (2) **少子化対策・子育て支援のための税制の充実** 10
- (3) **非上場株式を含めた金融所得課税の一元化の推進** 11
- (4) **寄附金税制の充実** 11

(5) 個人所得課税	11
(6) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備	12
行政機関への電子申告・申請の推進	
税と保険料の徴収一元化	
納税者番号制度の導入	
(7) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	12

．要望項目

A．国 税

1．所得税	13
2．法人税	15
3．相続税・贈与税	17
4．登録免許税	17
5．その他	18

B．地方税

1．住民税	18
2．事業税	19
3．固定資産税・都市計画税	19
4．不動産取得税	20
5．事業所税	20
6．その他	20

C．その他

1．環境問題への対応と税制措置	20
2．幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方	21
3．国と地方のあり方と税制	21
4．公平・公正・効率的な納税環境の整備等	21
5．活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	22

別 紙

平成19年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望	23
1．包括的な事業承継税制の確立	24
2．種類株式の評価方法の明確化	24
3．相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和と非課税枠の拡大	24
4．取引相場のない株式の評価方法の見直し	25

重点要望項目

1. 中小企業等の競争力・成長力の強化

(1) 包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は、企業が継続的に活動していくための必要最低限の基盤であり、一般の財産とは性格を異にするものである。そこに課税することは、経営の承継による円滑な事業の継続を阻害し、長年培われてきた経営ノウハウや技術、さらには雇用機会の喪失を招くなど、わが国経済にとっても大きなマイナスとなる。

一方、諸外国における相続税制については、欧州では事業用資産に対する軽減措置が講じられており、また、熾烈な競争相手となっているアジア諸国においては、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。他方、わが国の中小企業は、事業承継にあたり極めて高い相続税を負担しなければならず、こうした制度の是正なくしては、わが国中小企業の国際競争力の維持・強化は困難となる。

このため、現行の相続税の課税理念を見直し、事業用資産の承継については、事業を継続することを前提として非課税とすべきであり、まずは、後継者が非上場の自社株式を保有している間は、相続税の課税を猶予（売却した場合には、その段階で課税）する等の方法により、事業を承継する者の相続税負担の減免を図るべきである。あわせて、種類株式の評価方法の明確化、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和と非課税枠の拡大、取引相場のない株式の評価方法の見直しなど、包括的な事業承継税制を確立すべきである。（詳細は別紙「平成19年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望」[23頁]を参照）

(2) 中小企業の自己資本充実等の経営基盤強化税制の是正・拡充

わが国の中小企業は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化による国際競争の激化、原油価格や素材価格の高止まり傾向など、厳しい構造変化に直面しながらも、必死の経営努力を続け、地域経済の安定化や雇用の維持に大きな役割を果たしてきている。今後とも、経営資源が脆弱ながらも、新事業創出、新分野への進出や経営革新に真摯に取り組む意欲的な中小企業の存在は、わが国経済の活力増進に不可欠である。わが国経済の大宗を占める中小企業の重要性を再認識した上で、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」にも盛り込まれている中小企業の活性化に向け、中小企業が思い切ってチャレンジできるような礎となる自己資本の充実等の経営基盤強化を図るため、中小企業関係税制の是正・拡充を行う必要がある。

中小同族会社に対する留保金課税の廃止

同族会社の留保金課税制度については、平成18年度税制改正において、適用対象の見直しや留保控除額の拡大等により、平均的な配当を行えば課税されない抜本的な見直しが行われた他、平成18年度与党税制改正大綱において、そのあり方について今後とも検討を行う旨が盛り込まれている。財務体質が必ずしも強くはない中小企業においては、新規事業展開や設備投資を行うための安定的な原資を確保するため、配当性向を低めにして内部留保を厚めにする必要があり、留保金課税がその企業努力を阻害する大きな要因となっている。また、法人税率と所得税最高税率との格差が大幅に縮小されている今日、もはや留保金課税の存在意義は失われている。こうした実態に鑑み、同族会社の留保金課税については直ちに廃止すべ

きである。

地域資源活用企業化プログラムにおける税制措置

地域の経済と雇用を支える中小企業を活性化するため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に明記された「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域資源を活用して新商品・新サービス開発等を行う中小企業の設備投資について、税制面における支援策を講じるべきである。

中小企業等基盤強化税制の延長

郊外型大型店との競争など、中心市街地・商店街を巡る経営環境が厳しさを増す中で、中心市街地の活性化を図るためには、中心市街地を支える中小商業者の経営基盤を強化する必要がある。このため、中小流通・サービス企業等が行う設備投資に関して特別償却または税額控除を認める中小企業等基盤強化税制について、適用期限の延長を図ることが必要である。

ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の維持・拡充

わが国経済の活力を将来にわたって強化していくためには、ベンチャー企業や新規創業が次々と出現し、経済の新陳代謝を高める環境を整備していくことが重要である。このため、一定の中小会社の株式の譲渡益に対する課税特例の適用期限の延長に加え、適用となるベンチャー企業の要件の緩和、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算の創設、繰越控除期間の3年から5年への延長、ベンチャー企業に対する投資額の20%を税額控除する制度の創設、創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設などの支援措置を講じるべきである。

中小企業におけるリース取引の会計処理・税制上の取扱いの維持

現在、企業会計基準委員会において、所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理に関し、「賃貸借処理」を廃止し原則「売買処理」に準じた方法に見直すことが検討されている。一方、中小企業に関しては、別途「中小企業の会計に関する指針」において、本件の取扱いが整理されることとなるが、仮に会計処理・税制上の取扱いが「売買処理」になれば、減価償却に係る事務負担増、支払リース料の損金不算入等、リースの借り手である企業に大きな影響が及ぶ。したがって、中小企業のリース会計処理については現在の「賃貸借処理」を維持するとともに、税制上の取扱いも現状を維持すべきである。

(3) 産業競争力・成長力の強化のための法人課税の見直し

少子高齢化と人口減少、国際競争の激化に加え、中国をはじめとする新興諸国の猛迫により、わが国企業の国際競争力の低下が懸念されている。法人課税については、近年、世界的に法人実効税率を引き下げる傾向にあり、わが国の実効税率は欧州やアジア諸国と比べると依然高い状況が見られるので、引き下げに向けた検討が求められている。わが国経済の活力を高め持続的な成長発展を実現するため、産業競争力・成長力の強化に資する法人課税を実現すべきである。

生産手段の新陳代謝の加速化のための減価償却制度の抜本的見直し

企業の前向きな投資や研究開発を促進することは、産業の国際競争力・経済成長力の強化

にとって極めて有効である。わが国の減価償却制度を主要国と比較してみると、残存価額が10%に設定されていることにより、減価償却ペースが総じて遅くなっており、また、諸外国には例がない償却可能限度額の設定や、主要国と比べて法定耐用年数が長い設備が多いこと等により、国際的に不利な状況にあると言える。また、耐用年数の区分は複雑であり、企業にとって事務負担が重荷となっている。こうした状況を放置するならば、企業の設備投資意欲を阻害し、生産手段の新陳代謝が図られず、将来にわたり、わが国製造業の国際競争力を失わせることになりかねない。

このため、減価償却制度について、法定残存価額の廃止はもとより、償却可能限度額を撤廃し全額償却を可能とすべきであるとともに、法定耐用年数の短縮化、耐用年数区分の簡素化等、抜本的に見直すべきである。また、地方税についても、固定資産税の課税評価額の改善等を行うべきである。

欠損金制度の改善

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成16年度税制改正において7年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短く、また一部を除き繰戻還付も認められていない。国際競争がさらに激しくなる中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、引き続き、欠損金制度の見直しを図るべきである。

知的財産権の取得に係る税制措置

企業のたゆまぬ研究開発により生み出された技術は、わが国の産業基盤を支える貴重な財産であり、その技術を知的財産権として保護することは、国際競争力の向上や「知的財産立国」を目指すわが国にとって極めて重要である。その前提として、知的財産権制度について、中小企業を含めて広く産業界に周知することはもとより、知的財産権の取得・保有・活用を奨励することは極めて意義深いことである。知的財産の積極的な活用によりわが国産業の国際競争力を高めるため、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

法人事業税の外形標準課税の撤廃

法人事業税の外形標準課税はさまざまな問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向にある。一方、わが国においては、平成16年度から導入されたが、世界的な競争が激化する中で、わが国産業の国際競争力や雇用に悪影響を及ぼす税制と言える。また、すでに昨年度以降、納税申告が行われているが、実際の実務においても税額の算定過程が極めて煩雑であり、経理システムの変更等も発生するなど、事務負担や費用負担の増加を指摘する声も聞かれるところである。

こうした税制については、そもそも反対であって、撤廃すべきである。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。

(4) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換等

適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換については、平成18年度税制改正の審議において法整備を前提として認められることとなり、現在、その法

整備の検討が行われているところである。

適格退職年金制度は、平成24年3月末をもって廃止されるが、移行期間は残すところ6年を切っているにもかかわらず、未だ4万5千件以上の契約が残っているなど、加入している中小企業の対応は必ずしも十分とは言い難い。現在、適格退職年金制度の年金資産を非課税で移換できるのは、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度等に限定されており、特定退職金共済制度は移換先として認められていない状況にある。中小企業の多様なニーズに対応し、その利便性の向上を図るためには、適格退職年金制度からの移行先の選択肢を増やすことが是非とも必要であるとともに、適格退職年金制度の廃止まで残り6年を切っている中、早急な対応が必要である。

このため、受給権保護等、所要の措置を盛り込んだ特定退職金共済制度に係る法整備を早期に実現するとともに、適格退職年金から特定退職金共済制度への非課税での移換等のための退職金共済制度に係る税制上の所要の措置を講じるべきである。

確定拠出年金の抜本的な見直し等中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備

適格退職年金制度からの有力な受け皿の1つである確定拠出年金制度は本年10月、施行後5年が経過し見直しの時期を迎える。中小企業における企業年金制度を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定につながることから、確定拠出年金制度の定着と発展を図るための抜本的な見直しなど、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図るべきである。具体的には、確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和、確定拠出年金制度のマッチング拠出の認可等の支援措置を講じるべきである。

なお、年金課税の原則に反している特別法人税については、凍結期限の平成20年度末を待つことなく、直ちに廃止すべきである。

(5) 環境問題への対応と税制措置

環境税の導入反対および温暖化対策支援措置の充実

京都議定書が発効し、わが国の温室効果ガス排出量が基準年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革が求められることから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求める必要がある。温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に促進していく必要がある。環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

また、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、技術開発や設備投資等を支援する措置を充実されたい。

森林環境・水源税の導入反対

森林整備に係る財源の確保のため、一部に「森林環境・水源税」導入の議論があるが、そもそも、森林や河川の保全による利益は広く国民一般に及ぶものであることから、引き続き一般財源で対応することが適当である。また、森林や河川整備については、税を創設せず、基金を創設して対応することですでに決着済みの問題である。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直し

わが国の地価動向を見ると、大都市圏の一部で上昇傾向が見られるものの、全国的には依然として地価の下落が続いており、地域間の格差が広がっている。特に多くの地方都市においては、資産デフレから抜けられず、地域経済に大きな影響を与えている。資産デフレからの脱却を確実なものとし、地域経済を活性化するために、不動産の流動化・有効利用を促進するための税制面の措置が必要である。

固定資産税の負担軽減等

商業地等における固定資産税の負担は依然として高水準で推移し、地価水準との乖離が続いている。現に地価は、平成3年をピークに下落に転じているにもかかわらず、固定資産税収は、近年減少に転じているとはいえ、地価の下落幅と乖離した水準で推移している。負担水準の高い商業地等について、条例により一律に税額を減額できる制度が創設されたが、実際に条例を制定した地方自治体はわずか数カ所に止まり、期待されたほど実効はあがっていない。このため、地域企業の競争力強化、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固定資産税の評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じることが必要である。

家屋に係る固定資産税の評価額は、現行では、再建築価格方式によって算出されているが、その算出方法が極めて複雑化している、建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物がある等の問題点がある。このため、評価の適正化の観点から、収益力等を基準とするなど、評価方法の抜本的な見直しが必要である。

さらに、償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、撤廃すべきである。

不動産の流動化促進に資する税制措置の実現

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じることが必要である。

- (ア)登録免許税について、登記事務に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度へ引き下げること。
- (イ)不動産取得税を廃止すること。
- (ウ)法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。
- (エ)特定の事業用資産の買換え等の特例措置(平成18年末で期限切れ)について、適用期限を延長すること。

(2) 住宅税制の拡充

良質な住宅・住環境は、安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものである。本年6月、豊かな住生活を目指す「住生活基本法」が施行されたが、今後、同法を基に国家戦略として住宅政策を推進する必要がある。また、わが国には中古住宅が多数存在しているが、進展する高齢化への対応、地球温暖化対策、防災等の観点からも、その改修・建替えの促進は喫

緊の課題と言える。また、住宅建設は経済的な波及効果が大きいいため、地域経済の成長・発展に大きな期待が寄せられており、新たな需要を生み出す観点からも住宅等の整備は重要である。

このため、住生活基本法の付帯決議で指摘された住宅税制が果たす役割の重要性を踏まえ、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度および特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度（ともに平成18年末で期限切れ）について、ともに適用期限を延長するとともに、住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」の創設、新耐震基準以前の住宅の建替えや住宅のバリアフリー改修、省エネルギー住宅の建設等の促進に資する減税措置など、住宅税制の一層の拡充が必要である。

なお、平成19年および20年に住宅ローン減税の適用を開始する者について、三位一体改革による税源移譲に伴い、住宅ローン減税の効果が低減するおそれがあることから、従前と同等の減税額を確保するための所要の措置を講じる必要がある。

(3) 事業所税の廃止

事業所税は、人口の多い都市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。資産割部分については、固定資産税・都市計画税との二重課税となっている。加えて、市町村合併により、新しい自治体の人口が基準（30万人）を超える場合には、新たに事業所税の課税が可能となる。平成17年4月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、旧合併特例法と同様、5年間の課税猶予措置等を講じているものの、その期間が過ぎれば結局は課税されることとなるため、市町村合併を阻害する一因ともなっている。市町村合併を推進する一方で、こうした税制を残しておくことは、国の施策として一貫性を欠いたものと言える。

このため、事業所税については、早急に撤廃すべきである。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに撤廃すべきである。

(4) 幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方

道路は、社会、経済、生活を支える基本的なインフラであり、全国の交通ネットワークの整備は、物流、移動の効率化を進め、地域経済および中小企業の振興に資することはもとより、わが国の産業、経済の安定・発展ならびに緊急時への対応等に大きく貢献するものである。地域間を結ぶ幹線となるべき高規格幹線道路は、なお計画の少なからぬ部分が未開通のまま残されているが、幹線道路は連結してこそ幹線網として大きな機能が発揮されるものであり、地域間の競争条件は同じにする必要があるとの観点からも真に必要な道路網については、可及的速やかに整備すべきである。また、そもそも道路は公共財であり、その整備には一般の税財源を当てることが原則であるが、特に早急な整備が必要なために、例外的に受益者負担主義を採用して導入したのが特定財源制度であり、その趣旨からも一般財源化はすべきではない。

(5) 国と地方のあり方と税制

三位一体改革については、平成18年度で4兆円の国庫補助負担の削減、3兆円程度の税源移譲が完了することになるが、国庫補助負担や地方交付税の見直しはなお不十分であり、これからのさらなる改革が求められている。行財政改革の基本は、徹底した国および地方の歳出削減を行った上で、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、地方が主役となる真の地方分権体制を構

築していくことが必要である。

国庫補助負担金改革と税源移譲ならびに地方交付税改革について

国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべき行政サービスについては、国が一定水準の確保に責任を持つべき経常的なものを除き、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すべきである。税源移譲の際には、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、結果として国と地方の税収比率が逆転するようにすべきである。

また、地方交付税については、算定基準を簡素化するとともに、地方の改革努力（税収の自然増、歳出削減）がインセンティブとして働くシステムを導入するなど、地方の自助努力を促す改革を進めるべきである。また、財政調整機能に特化した新しい制度とすべきである。

地方の課税自主権について

地方の課税自主権については、地方分権を進めていく上で、拡充していくことに依存はない。しかしながら、各地で行われている独自課税の内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。地方自治体は、課税自主権を行使することが、地域に対する重い責任を伴うということを十分認識し、まずは徹底した行財政改革を行うべきである。その上で必要があれば、税財源の使途やその調達について納税者に十分説明を行い、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税による税収確保は行うべきではない。

3 . 経済社会の変化への対応

(1) 政策金融改革の新体制移行に係る税制措置

本年5月に行政改革推進法が成立し、6月に政策金融改革推進本部および行政改革推進本部で「政策金融改革に係る制度設計」が決定された。中小企業金融の分野では、平成20年10月に、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等の機関を統合し新政策金融機関を設立することとなり、商工組合中央金庫については移行期として特殊会社を設立することとしている。一方、利用者である中小企業者の業況は、改善基調の中にも一服感が見られ、また資金繰りについても最悪期を脱し改善基調にあるものの、ゼロ金利解除後の状況には注視を要する局面にある。

こうした中、政策金融改革の移行時において、また移行後のランニングの段階において発生の可能性のある、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、民間出資者に対するみなし配当課税などについて、利用者である中小企業者等への直接的な負担増とならないようにすることはもとより、機関に対する課税によって利用者が間接的に負担増とならないよう、新組織への円滑な移行を可能とするための所要の税制上の措置および措置の延長を行うことが、中小企業金融の円滑化を図る上で重要である。

(2) 少子化対策・子育て支援のための税制の充実

少子化問題はわが国の将来を決定する重要な問題である。第2次ベビーブーマー世代が30歳代半ばにさしかかる今後5年間は特に重要な時期であり、少子化対策の早急かつ実効性のある施策

を確立し、集中的に講じる必要がある。少子化対策のための財政支出は、将来の経済社会の維持・発展を支える基盤をつくる先行投資と認識し、最優先で財源を投入すべきである。特に、子供を持つ個人の経済的負担の軽減の観点から、児童手当や奨学金制度の充実を図ることに加え、税制面においても、児童税額控除等の創設、企業の設立する育英基金への税制上の支援などを行うことが必要である。また、子育てと仕事の両立に対する支援として、保育所の整備や育児休業支援のための助成策の拡充の他、事業所内託児施設の設置・運営経費等に係る減税措置を講じるべきである。

(3) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化の推進

上場株式等の譲渡益課税の軽減措置（平成19年末まで）および公募株式投資信託の譲渡益課税の軽減措置（平成19年度末まで）等が期限切れを迎えるが、これを機に、「貯蓄から投資」への流れを促進させるとともに、事業会社へのリスクマネーの供給が拡大されるよう、金融所得に関する課税方式を均衡化し、株式譲渡損益、配当等について損益通算を広く可能とする金融所得課税の一元化を推進すべきである。なお、その際、税率については、上場株式等の譲渡益課税の軽減措置における優遇税率に相当する10%とするとともに、中小・ベンチャー企業などへの資金供給の円滑化を図る観点から、損益通算の対象に非上場株式を含めるべきである。

(4) 寄附金税制の充実

今日、価値観や社会のニーズの多様化が進む中、市民活動から企業の社会的責任に至るまで「民間が担う公共」の領域が拡大し、ボランティア活動などその領域を支える民間の非営利活動の重要性が高まってきている。その活動を資金面で支える大きな柱のひとつが寄附金であり、今後、寄附をしやすい環境を整備することが重要となってくる。このため、「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、公益法人制度改革や認定NPO法人制度の見直しを踏まえつつ所要の税制措置を講じるとともに、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、平成18年度税制改正に引き続き、寄附金税制のさらなる充実を図るべきである。

(5) 個人所得課税

税制は、そのあり様により、個人の生き方や働き方からわが国の経済社会にまで大きな影響を及ぼすものであり、それだけに、経済社会の構造変化を十分に踏まえ、かつ経済情勢にも十分配慮して、制度の見直しを行うことが必要である。しかしながら、昨年6月に政府の税制調査会から公表された「個人所得課税に関する論点整理」は、全体に税込確保の観点が色濃く出ており、増税を意図したものと感じられる。もとより国および地方が自ら歳出削減に真剣に取り組むことが必要不可欠であり、歳出削減の成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的な影響を与え、個人消費を冷え込ませることになりかねず、回復軌道に乗りつつある景気に悪影響を与えることにもなる。

したがって、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

(6) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

行政機関への電子申告・申請の推進

納税、社会保険料納付、登記などの行政機関に対する手続きに関する電子申告・申請については、電子的に提出できない添付書類があること、ICカード読み取り機等の機材購入費がかかること、電子証明書の取得・更新費用を要すること等、利用者にとって使いにくい点がある。これらの負担軽減を図り、電子申告・納税等の一層の普及を促進するため、こうした利用者への経費補助や税額控除等の税制面での支援策を講じるとともに、添付書類のオンライン送信を認めるなど、利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直すべきである。

税と保険料の徴収一元化

社会保険庁では、国民の信頼を回復するため、「組織改革」「業務改革」「職員の意識改革」を一体的に推進する取組みが進められ、その一環として保険料納付率の向上が盛り込まれていたところ、今次の保険料の不正免除手続き問題が生じるなど、社会保険庁改革はむしろ後退し、国民の信頼も失墜している。政府は、単に社会保険庁改革を実施するだけでなく、これを機に、保険料は社会保険庁、税金は国税庁や地方自治体という徴収体制を見直すべきである。納税者の負担軽減と徴税・徴収事務の効率化による行政コストの削減の観点に立ち、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めることが必要である。

納税者番号制度の導入

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入などIT化の進展の中で、適正かつ公正な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討すべきである。ただしその際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、さらに個人のプライバシーが漏れることが絶対にならないよう情報漏えい防止に万全を図り、目的を逸脱した使用には罰則を科すなどの措置を講じることをあわせて検討する必要がある。

(7) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

非営利法人課税の見直しは、個々の公益法人等の活動実態を十分に踏まえて実施する必要がある。そうした観点にたてば、商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割はむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言える。このため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行うべきではない。

．要望項目

A．国税

1．所得税

- (1) 「地域資源活用企業化プログラム」を推進するため、法律に基づく計画の承認を受けた中小企業等の設備投資について、税制面での支援措置を講じること。
- (2) 中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長すること。
- (3) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
株式売却時の譲渡益に対する課税特例について、適用期限を延長する。
適用となるベンチャー企業の要件を緩和する。
ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間を3年から5年へ延長する。
投資誘発効果を高めるため、ベンチャー企業に対する投資額の20%を税額控除する制度を創設する。
- (4) 中小企業のリース会計処理について現在の「賃貸借処理」を維持するとともに、税制上の取扱いも現状を維持すること。
- (5) 減価償却資産について、以下のように見直すこと。
法定残存価額を廃止し、償却可能限度額を撤廃する。
法定耐用年数を短縮する。
耐用年数区分を簡素化する。
- (6) わが国産業の国際競争力を高めるために、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (7) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築のため、以下の措置を講じること。
特定退職金共済制度に係る法整備を早期に実現するとともに、適格退職年金から特定退職金共済制度への非課税での移換等のための退職金共済制度に係る税制上の所要の措置を講じる。
確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和。
確定拠出年金制度のマッチング拠出を認める。
- (8) 不動産の流動化の促進および地域経済の再生のため、以下の措置を講じること。
特定の事業用資産の買換え等の特例措置(平成18年末で期限切れ)について、適用期限を延長する。
都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業に係る特例措置について、適用期限を延長する。

- (9) 地域経済に新たな需要を創出させるため、住宅税制について、以下の措置を講じること。
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、適用期限を延長する。
特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度について、適用期限を延長する。
特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を延長する。
特定の居住用財産の買換え特例における「所有期間10年」、「居住期間10年」の適用条件を緩和する。
優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度を創設する。
住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設する。
新耐震基準以前の住宅の建替えや住宅のバリアフリー改修、省エネルギー住宅の建設等の促進に資する減税制度を創設する。
住宅ローン減税について、三位一体改革による税源移譲前と同等の減税額を確保する。
- (10) 商工組合中央金庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講じること。
- (11) 児童税額控除の創設やN分N乗方式の導入により、子供を産み、育てやすい環境整備を図ること。
- (12) 「貯蓄から投資」への流れを促進させ、事業会社へのリスクマネーの供給が拡大されるよう、以下の措置を講じること。
非上場株式を含めた金融所得課税の一元化を推進する。
税率については、上場株式等の譲渡益課税の軽減措置における優遇税率とする。
金融商品間で通算した結果、損失が残る場合、現行の上場株式等の譲渡損と同様に3年ないしは5年程度の繰越を認めるか、または給与所得や事業所得など他所得との通算を認める。
金融所得の一体課税に伴う選択的納税者番号制度については、将来すべての納税者を対象にした番号制度への移行も想定した仕組みとする。
- (13) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (14) 自己株式の取得におけるみなし配当課税の非課税措置を延長すること。
- (15) 信託法の改正に伴う税制上の措置については、現行の信託税制の考え方を基本とするとともに、円滑な信託取引の実現に十分な配慮を行うこと。
- (16) 産業活力再生法関連税制の見直しを行うこと。
- (17) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (18) 寄附金税制について、公益法人制度改革や認定NPO法人制度の見直しを踏まえつつ所要の税制措置を講じるとともに、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、平成18年度税制改正に引き続き、寄附金税制のさらなる充実を図ること。

- (19) 「観光立国」を実現するために、観光客誘致のためのイベントに対する寄附金について寄附金控除の対象にすること。
- (20) 国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置を延長すること。
- (21) 個人所得課税について、歳出削減の成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。また、制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的な影響を与え、景気に悪影響を与えることにもなる。したがって、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとらないこと。
- (22) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。

2. 法人税

- (1) 中小企業の内部留保を拡充し経営基盤の強化を図るため、同族会社に対する留保金課税を直ちに廃止すること。
- (2) 「地域資源活用企業化プログラム」を推進するため、法律に基づく計画の承認を受けた中小企業等の設備投資について、税制面での支援措置を講じること。
- (3) 中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長すること。
- (4) ベンチャー・新規創業支援のため、創業後5年間に生じた欠損金を無期限に繰越控除する制度を創設すること。
- (5) 中小企業のリース会計処理について現在の「賃貸借処理」を維持するとともに、税制上の取扱いも現状を維持すること。
- (6) 減価償却資産について、以下のように見直すこと。
 - 法定残存価額を廃止し、償却可能限度額を撤廃する。
 - 法定耐用年数を短縮する。
 - 耐用年数区分を簡素化する。
- (7) 欠損金の繰越期間のさらなる拡充を図るとともに、租税特別措置法で一部を除き不適用とされている繰戻還付の適用を認めること。
- (8) わが国産業の国際競争力を高めるために、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (9) 中小企業の体質強化と活力増進を図るため、中小企業軽減税率について適用所得金額の引き上げ等を図ること。
- (10) 企業経営における費用的性格の高い支出である交際費について、全額損金算入を認めること。

- (11) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築のため、以下の措置を講じること。
確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げ。
確定拠出年金制度のマッチング拠出を認める。
特別法人税は、凍結期限の平成20年度末を待つことなく、直ちに廃止すること。
- (12) 不動産の流動化の促進および地域経済の再生のため、以下の措置を講じること。
法人の土地譲渡益重課制度を恒久的に廃止する。
特定の事業用資産の買換え等の特例措置(平成18年末で期限切れ)について、適用期限を延長する。
都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業に係る特例措置について、適用期限を延長する。
- (13) 地域経済に新たな需要を創出させるため、優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度を創設すること。
- (14) 商工組合中央金庫および中小企業金融公庫等に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講じること。
- (15) 企業の設立する育英基金への税制面の支援措置を講じること。
- (16) 仕事と子育ての両立を支援する企業の取組みを支援するため、事業所内託児施設の設置・運営経費等に係る減税措置を講じること。
- (17) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (18) 信託法の改正に伴う税制上の措置については、現行の信託税制の考え方を基本とするとともに、円滑な信託取引の実現に十分な配慮を行うこと。
- (19) 会社法制定に伴い、以下の措置を講じること。
三角組織再編成について、現行税制における適格組織再編成と同様に課税の繰り延べを可能にする。
会社法施行により創設された「合同会社」に対して構成員課税の適用を検討する場合においては、既存の合名・合資会社に影響を及ぼすことがないようにする。
- (20) 平成18年度税制改正において導入された「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置」については、本措置の適用対象となる平成19年3月期決算法人以降の適用状況等を踏まえ、そのあり方を十分検討すること。
- (21) 固定資産の減損会計の適用による減損損失について、損金算入を認めること。
- (22) 産業活力再生法関連税制の見直しを行うこと。
- (23) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (24) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限を延長すること。

- (25) 事業協同組合等が行う共済事業について、生命保険料控除制度等の対象に追加すること。
- (26) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の適用期限を延長すること。
- (27) 保険会社等の異常危険準備金制度の適用期限を延長すること。
- (28) 寄附金税制について、公益法人制度改革や認定NPO法人制度の見直しを踏まえつつ所要の税制措置を講じるとともに、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、寄附金税制のさらなる充実を図ること。
- (29) 「観光立国」を実現するために、観光客誘致のためのイベントに対する寄附金の損金算入を図ること。
- (30) 国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置を延長すること。

3 . 相続税・贈与税

- (1) 円滑な事業の継続・発展のため、以下の措置を講じること。
 - 事業用資産については、事業を継続することを前提として非課税とすべきであり、まずは、後継者が非上場の自社株式を保有している間は、相続税の課税を猶予(売却した場合には、その段階で課税)する等の方法により、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る。
 - 種類株式の評価方法を明確化する。
 - 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和と非課税枠の拡大を行う。
 - 取引相場のない株式の評価方法を見直す。
- (2) 現行税制上、親族の範囲は、民法に定める親族の範囲に倣い、配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族としているが、従来よりも血縁関係が希薄化している現在、この範囲はあまりにも広く、実際の判定も困難である。そこで税法上の親族概念を民法上のそれとは切り離し、例えば直系血族および3親等内の傍系血族・姻族とするなど、親族概念を見直すこと。

4 . 登録免許税

- (1) 登録免許税について、手数料程度へ引き下げること。
- (2) 登録免許税の手数料程度への引き下げができない場合には、以下の措置を講じること。
 - 都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業に係る特例措置について、適用期限を延長する。
 - 商工組合中央金庫および信用保証協会の抵当権設定登記等に係る登録免許税の軽減措置について、適用期限を延長する。
 - 商工組合中央金庫および中小企業金融公庫等に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講じる。
 - 産業活力再生法関連税制を見直す。

5. その他

- (1) 印紙税について、非課税限度額を引き上げるとともに、税負担を軽減すること。
- (2) 中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴い、引き続き所要の措置を講じること。

B. 地方税

1. 住民税

- (1) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
株式売却時の譲渡益に対する課税特例について、適用期限を延長する。
適用となるベンチャー企業の要件を緩和する。
ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間を3年から5年へ延長する。
投資誘発効果を高めるため、ベンチャー企業に対する投資額の20%を税額控除する制度を創設する。
- (2) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築のため、以下の措置を講じること。
特定退職金共済制度に係る法整備を早期に実現するとともに、適格退職年金から特定退職金共済制度への非課税での移換等のための退職金共済制度に係る税制上の所要の措置を講じる。
確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和。
確定拠出年金制度のマッチング拠出を認める。
- (3) 地域経済に新たな需要を創出させるため、住宅税制について、以下の措置を講じること。
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、適用期限を延長する。
特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度について、適用期限を延長する。
特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を延長する。
特定の居住用財産の買換え特例における「所有期間10年」、「居住期間10年」の適用条件を緩和する。
新耐震基準以前の住宅の建替えや住宅のバリアフリー改修、省エネルギー住宅の建設等の促進に資する減税制度を創設する。
- (4) 児童税額控除の創設やN分N乗方式の導入により、子供を産み、育てやすい環境整備を図ること。
- (5) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化を推進すること。税率については、上場株式等の譲渡益課税の軽減措置における優遇税率とすること。
- (6) 自己株式の取得におけるみなし配当課税の非課税措置を延長すること。

- (7) 寄附金税制について、公益法人制度改革や認定NPO法人制度の見直しを踏まえつつ所要の税制措置を講じるとともに、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、寄附金税制のさらなる充実を図ること。
- (8) 個人所得課税について、歳出削減の成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。また、制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的な影響を与え景気に悪影響を与えることにもなる。したがって、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとらないこと。
- (9) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (10) 事業協同組合等が行う共済事業について、生命保険料控除制度等の対象に追加すること。

2. 事業税

- (1) 中小企業のリース会計処理について、現在の「賃貸借処理」を維持するとともに、税制上の取扱いも現状を維持すること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 外形標準課税の撤廃が実現しない場合には、欠損填補を行った場合の法人事業税の課税標準の特例措置について恒久化すること。
- (4) 商工組合中央金庫および中小企業金融公庫等に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講じること。

3. 固定資産税・都市計画税

- (1) 地域企業の競争力強化、地域経済の活力増進の観点から、固定資産税について以下の措置を講じること。

商業地等に係る固定資産税について、評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じる。
家屋に係る評価方法について、抜本的に見直す。
- (2) 償却資産への課税について、撤廃すること。
それができない場合には、減価償却制度の抜本的見直しに合わせ、固定資産税の課税評価額の見直し等を行うこと。
- (3) 都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業に係る特例措置の適用期限を延長すること。
- (4) スーパー中枢港湾における荷捌き施設等に係る軽減措置を延長すること。

- (5) 仕事と子育ての両立を支援する企業の取組みを支援するため、事業所内託児施設の設置・運営コストに係る固定資産税等の減免を行うこと。
- (6) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設について、設置・運営コストに係る固定資産税等の減免を行うこと。
- (7) 「観光立国」を実現するために、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税等の軽減措置について、全国における完全実施を促進するとともに、地域の観光振興に資する集客施設等を軽減措置の対象に含めること。
- (8) 国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置を延長すること。

4 . 不動産取得税

- (1) 不動産取得税を廃止すること。
- (2) 不動産取得税を廃止できない場合には、以下の措置を講じること。
 - 商工組合中央金庫および中小企業金融公庫等に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講じる。
 - 都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業に係る特例措置について、適用期限を延長する。
 - 産業活力再生法関連税制を見直す。
 - 国際競争力のある観光地づくりに向けた地域の取組みに係る特例措置を延長する。

5 . 事業所税

- (1) 事業所税については、二重課税および都市間の課税の公平上の問題があり、また、市町村合併推進の阻害要因にもなっていることから、早急に撤廃すること。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに撤廃すること。

6 . その他

- (1) 電気自動車等に係る特例措置の適用期限を延長すること。

C . その他

1 . 環境問題への対応と税制措置

- (1) 環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入は行わないこと。

- (2) 中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、技術開発や設備投資等を支援する措置を充実されたい。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。

2．幹線道路網の早期整備および道路特定財源のあり方

- (1) 真に必要な道路網は可及的速やかに整備すべきであることから、道路特定財源について、その創設趣旨からも一般財源化を行わないこと。

3．国と地方のあり方と税制

- (1) 国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を地方に移譲すること。
- (2) 税源移譲の際には、税込中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、国と地方の税込比率が逆転するようにすること。
- (3) 地方交付税については、算定基準を簡素化するとともに、地方の改革努力がインセンティブとして働くシステムを導入するなど、地方の自助努力を促す改革を進めること。
- (4) 地方の課税自主権については、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を通じた独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税による税込確保は行わないこと。

4．公平・公正・効率的な納税環境等の整備

- (1) 納税、社会保険料納付、登記などの行政機関に対する手続きに関する電子申告・申請については、電子的に提出できない添付書類があること、ICカード読み取り機等の機材購入費がかかること、電子証明書の取得・更新費用を要すること等、利用者にとって使いにくい点がある。これらの負担軽減を図り、電子申告・納税等の一層の普及を促進するため、こうした利用者への経費補助や税額控除等の税制面での支援策を講じるとともに、添付書類のオンライン送信を認めるなど、利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直すべきである。
- (2) 納税者の負担軽減と徴税・徴収事務の効率化による行政コストの削減の観点に立ち、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めること。
- (3) 適正かつ公正な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討すること。ただしその際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、さらに個人のプライバシーが漏れることが絶対にならないよう情報漏えい防止に万全を図り、目的を逸脱した使用には罰則を科すなどの措置を講じることをあわせて検討すること。

- (4) 利子税・延滞税の税率について、市中金利との格差を踏まえながら絶えず税率を見直すこと。また、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税は廃止すること。
- (5) 現行の源泉徴収制度においては、企業が納税事務負担を負っており、このことが給与所得者の納税意識と税への関心を希薄化させる一因にもなっていることから、特定支出控除の拡充などにより、納税申告を促進させるための環境整備を図ること。
- (6) 納税事務負担に配慮して前年所得課税となっている個人住民税について、現年課税を検討する場合には、納税者や納税義務者に事務負担を負わせることのないようにすること。
- (7) 租税制度に対する納税者の信頼を高めるため、税務執行における手続規定を定めるなど、納税者にとって望ましい税務行政の確立を目指すこと。

5 . 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

- (1) 非営利法人課税の見直しは、個々の公益法人等の活動実態を十分に踏まえて実施する必要があり、そうした観点にたてば、商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割はむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言える。このため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化を行わないこと。

以 上

平成19年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望

平成18年9月20日
日本商工会議所

全企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業は、産業活力の源泉として、地域経済ひいてはわが国経済社会の基盤を支え、その発展に大きく貢献している。経済環境が激変する中で、中小企業には引き続き、地域経済の活性化や新規雇用創出、地域共同体の文化・伝統の担い手という、多様でかつ重要な経済的・社会的役割が期待されており、中小企業の競争力強化が図られ、その成長発展が遂げられなければ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」にも示されている地域経済の活性化はもとより、持続的かつ安定した経済成長を実現することは困難である。

このためにも、中小企業の活性化と自助努力への支援策の強化・拡充が不可欠であるが、税制面においては、累次の改正が行われたものの、依然として、事業用資産に対する相続税の課税や留保金課税など中小企業の活力を阻害する制度も残されている。商工会議所では、以前から、特に中小企業の事業承継円滑化のための税制措置の実現について要望活動を展開してきた。

そもそも企業は、継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在しているが、自然人である経営者は世代交代を避けることができない。とりわけ中小企業においては、経営と資本が分離していない場合が多く、しかも同族的色彩が強いことから、法人の場合はもちろん個人事業者であっても、相続により経営者が交代することが多い。中小企業における経営者の交代は、金融機関や取引先など対外的な信用力の低下や、先代との経験の差からくる経営の不安定化、従業員等への指導力の低下などを招来することもあり容易なことではない。こうした中で、さらに事業用資産に対して相続税が課税され納税のための資金負担が求められることは、事業継続を一層困難にさせることになる。

また、脆弱な経営基盤に立つ中小企業は、厳しい構造変化の波の中で、まさに生き残りをかけた企業努力を行っている。後継者は、単に先代の経営資源を引き継ぐだけでなく、承継した経営資源を基に、思い切った経営革新や新分野への進出、新技術・新商品の開発などに取組み、リスクを抱えながら大胆な挑戦を行っていかなければ、企業の存続自体も難しい時代となっている。また、こうした革新的な取組みが進むことが、わが国経済に活力をもたらすことにもなる。事業用資産に対する相続税の課税は、こうした新たな挑戦に対する阻害要因にもなっている。

人口減少時代が到来し、また後継者難が一層深刻化している今日、中小企業の事業承継が円滑に進まなければ、雇用の維持をはじめ経済の持続的な成長を損ない、長期的に見れば、法人税などの税収の確保にも支障が生じることになる。したがって、事業の継続を第一義として、事業用資産については相続税の課税対象から除外することが必要不可欠である。

諸外国の状況を見ると、欧州では、事業の継続性に着目し、事業用資産に対する相続税の減免措置が講じられており、また、製造業等においてわが国の熾烈な競争相手となっているアジア諸国では、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。わが国の中小企業が、事業承継にあたり非常に高い相続税を負担しなければならないという事態を一刻も早く是正しなければ、わが国の中小企業の国際競争力の維持・強化は困難となり、「基本方針2006」に盛り込まれた中小企業の活性化を目指す政府方針の実現も難しくなる。

以上により、平成19年度税制改正にあたり、事業承継円滑化のための税制措置について、下記のとおり要望する。

記

1．包括的な事業承継税制の確立

事業用資産に対する課税については、累次の税制改正により徐々に改善されているものの、いまだ欧州諸国のように、事業の継続性の観点から事業用資産を一般の財産と区別して課税するような仕組みにはなっていない。事業用資産は、企業が継続的に活動していくための重要な基盤であり、そこに課税することは、経営の承継による事業の継続・発展を阻害し、長い間にわたり築き上げてきた経営ノウハウや技術、雇用機会を喪失させるなど、わが国経済にとっても大きなマイナスである。

このため、現行の相続税の課税理念を見直し、事業用資産については、事業を継続することを前提として非課税とすべきであり、まずは、後継者が非上場の自社株式を保有している間は、相続税の課税を猶予（売却した場合には、その段階で課税）するなど、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すべきである。

2．種類株式の評価方法の明確化

今般の会社法施行により、会社の運営についての自由度が高まり、会社や経営の実態に合わせた手法が取りやすくなった。特に完全無議決権株式や譲渡制限株式等の種類株式の活用が容易となり、会社の経営権を維持したまま、会社の株式により資産分与を図るなど、中小企業の円滑な事業承継に向けた活用が期待されるところである。しかしながら、現在のところ、種類株式に関する評価方法が明確になっていないことから、種類株式を活用しようとしても、相続の際の株式評価額を予測することが困難であり、その活用の阻害要因となっている。

このため、予測可能性や透明性を高める観点から、財産評価基本通達における種類株式の評価方法を明確化すべきである。

3．相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和と非課税枠の拡大

平成15年度税制改正において創設された「相続時精算課税制度」は、高齢者から若年層への生前贈与を促進することに主眼が置かれていたが、本制度を活用し非上場株式等の事業用資産を計画的に生前贈与することは事業承継の円滑化にも資するものであるものの、本制度選択者の中で非上場株式の贈与者の割合は数%にとどまっており、事業承継目的で十分に活用されているとは言えない。

円滑な事業承継を促進する観点のもとより、意欲と能力を有する後継者による大胆な経営革新を通じた企業の発展ならびに経済の活性化を図るためには、早い時期から事業承継を意識し十分な準備を計画的に進める必要があるが、本制度においては、贈与者の年齢要件（65歳以上）や非課税枠（2,500万円）等の条件が設定されており、事業承継を促進する制度としては不十分である。

このため、これら贈与者の年齢要件の緩和や非課税枠の大幅な拡大等の見直しを行うべきである。

4 . 取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式の評価については、平成12年度税制改正において、類似業種比準価額方式による評価方法について収益性が加味された結果、一部の収益性の高い企業において、かえって株式評価額が上昇してしまう結果が見られる。自助努力等による事業拡大に伴い収益が拡大するほど、換金性がないにもかかわらず、株価だけが低い評価を受けそこに課税されることは、事業者の意欲を阻害する要因となっている。特に後継者は、生前から被相続人の右腕として事業の発展に貢献している場合が少なくないが、後継者が努力をするほど、現行制度においては、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまふ。こうした企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、取引相場のない株式の評価方法を見直すべきである。

また、取引相場のない株式については、評価の不安定性を踏まえ、会社の規模により斟酌率に格差を設けて評価を行っているが、企業経営が多様化している今日、会社の規模により、その会社の評価に伴う各種リスクの大小を判断する必然性は存在しない。このため、類似業種比準価額方式における斟酌率について、大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5と会社の規模により異なる現状を改め、一律0.5にあわせるべきである。

以 上